

第 16 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 5 日)

平成 19 年 10 月 5 日 (金 曜 日)

出席議員 (21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 発議第 3 号 「兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）」の提出について
- 日程第 2 . 日程第 3 ないし日程第 17 について（委員長報告）
- 日程第 3 . 認定第 1 号 平成 18 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 . 認定第 2 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 . 認定第 3 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 . 認定第 4 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 . 認定第 5 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 . 認定第 6 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 . 認定第 7 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 . 認定第 8 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 . 認定第 9 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 . 認定第 10 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 . 認定第 11 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 . 認定第 12 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 . 認定第 13 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 . 認定第 14 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定に就いて
- 日程第 17 . 認定第 15 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 18 . 日程第 19 号ないし日程第 24 について
- 日程第 19 . 議案第 85 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 20 . 議案第 86 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 21 . 議案第 87 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 22 . 議案第 88 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 23 . 議案第 89 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 24 . 議案第 90 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25 . 発議第 4 号 「テロ特措法を延長しないよう求める意見書（案）」の提出について
- 日程第 26 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

9月11日開会をいたしまして、本日まで25日間の会期をもって、条例改正また各会計の決算審査等特別委員会設置した中でのご審議を賜りました。また、本日各会計の決算の承認。そしてまた、一般会計を含む特別会計の補正予算等の審議をしていただくわけでございますけれども、充分ご審議の上、していただきますようよろしくお願いをいたします。なお定例会のため地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

失礼します。座ります。

本日、傍聴者はございません。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1．発議第3号 「兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）」の提出について

議長（西岡 正君） 日程第1、発議第3号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書案の提出についてを議題とします

発議第3号は所管の総務常任委員会に審査を付託いたしておりましたので、これより総務常任委員会委員長より審査の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、敏森正勝君。

〔総務常任委員長 敏森正勝君 登壇〕

総務常任委員長（敏森正勝君） 改めまして、おはようございます。

命によりまして、総務常任委員会を開催しましたので、審議の経過及び結果を報告いたします。去る9月20日、午前9時より議員控室におきまして、9月11日の定例会に委員会付託を受けました発議第3号、「兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書（案）」の提出について、始めに現地視察をし、協議を行いました。

出席者は委員全員及び町長、教育長並びに教育委員会総務課長であります。現地状態あるいは今後の町の事を考えた上で、どうすべきか協議いただいております。

委員より発言のありました主な内容について紹介いたします。現地視察をした際に、貴重な施設であるという点では、明白と思うが、問題は、県が5年後に閉館を決めているという事に対して、どうなのかという点が、問題になる。確かに、県は、一定の方向性は出していますが、地元議会として貴重な役割を考えた場合、町が運営するとか、平山コレクションだけを観光資源にするとか、教育委員会が言っているように現実的ではないという事になれば、県に具体的には、自然博物館の分館的な要請ができれば最高ですが、分館としての要請を地元としては、是非残して貴重な施設を県がきちっと守って欲しいと意見を出しておく必要があるのではないか。確かに5年前に、5年後に閉館という問題で、1年毎に委託契約を結んで、1年毎に500万円出すという事で、南光町長と当時の教育長、平成10年、その時の契約内容の中に、5年後については、また協議するというような内容があるみたいで、当時の書付があれば大事な資料だから委員会として見ておく必要があるのではないか。県は、確かに閉館を決めているが、地元の事を無視しての回答ではない事

は、この間の経過から地元の意見を聞くという形で来ているが、書付があれば、委員会に出してもらって検討資料にしてもらいたい。その事につきまして、課長の方では、南光から引き継いだ文書の中では、確認していないと。また、ある委員では、先ほどの話は、旧町の話としては記憶にないと。一番良いのは、県が続行してくれるか、地元の要望もあつたり貴重な資料と言う話もある。意見書が出て来てからが、その審議の結果を出さなければいけないが、町長も、この前から聞くと、絶対しないという言い方でも無かつたし、絶対やるという言い方でもなかつたと思う。充分検討してと言う意味ではなかつたかと思う。もう少し調査する時間を貰って、継続審議の状況の中で、閉会中継続審議ぐらいにした方が良いのではないかと。町長の見解も聞き、県の意見もよく聞いてもらって結論出した方がよいのではと思う。また、ある委員では、県に要望して非常に難しい状況にあることは事実だろう。地元の皆さんに無くなることは、物に対して愛着は、我々議員としても感じるし、継続審議にして、後しばらく僅かな時間かもしれないが、もう少し考えてみる必要があるように思う。また、ある委員では、確かに内海先生が独自で集めた物と、平山コレクションとの区別された標本が展示され、生きた昆虫、もっと以前あったように思うが、案外少ない。私たちの年代だと全て目に触れたものばかりで、郡内どこにでもいるし、現在の子供にすれば貴重な珍しい物かもしれないが、海外的な物との比較すれば愛着心が芽生え、外国と日本という考え方で言えば、全ての標本については、多くを集められ大事な物と分かりますが、標本は展示だけで空調も無ければ普通の家の中に置いているのと一緒であります。生きた物は、餌を選ぶ事が大変難しいと思う。また、ある委員では、意見書見たら町有地も生かしてという事であるが、飛地になっているので、今ここで案が浮かばない。ある程度期間、継続して検討してもよいのでは。今結論は出しにくいという事があります。また時間をかける中で、当局をお願いをしたい、これまでの経過を聞いてみると、県教委で廃止の方向が出た中で、地元として存続を要望していくとすれば、維持管理体制、町単独ではとても無理だと前回の報告にもあるように、人と自然の博物館との技術的、人材的な協力が得られるかと言うところがポイントになってくる。経費負担が県と町がどの位いるのか。協力体制を人と自然の博物館にお願いができるのか。また県教委と人と自然の博物館との間で、この件についての協議ができていないように思えるので、地元として存続の希望、特に三河船越については、希望が非常に強いと思う。後、サポートしてくれる人と自然の博物館の体制がどれくらいまで作り上げてもらえるのか、当局で、ある程度協議段階が、詰めていただける時間が少し欲しいのかなと思う。しかし、全く、そこに拠り所が無いのであれば、継続的に少し時間を置いた方がよいのではと思う。また、ある委員では、前回の委員会で、継続が打ち切るという事が、費用も掛かりますし、5年前の経過もあります。この間前進的なことも無かつたようですし、どちらかと言えば、このまま止めてしまう意見を言っています。あえてどちらかに決定し、将来どちらかの判断となれば、今の状況では、この5年間の様子をみますと、町が引継ぐということは、色んな面で困難があると思う。また、後2人ですけれども、共産党議員団が、県当局と話し合いがなされたと聞いていますが、内容はどのような内容だったのか。県がそのまま続行してくれたら一番いい訳で、町が残すとなれば財政的な問題があつたり、維持管理の問題があつたりして、一番心配していた生きた昆虫をどうするのか、内海先生が言われるのは、やる気がある者なら、1年、2年教えたらできると言われております。また、もう一方ですが、井戸知事は、そういう実態があるのは知らなかつたと、よく調べてみるという事で別かれています。今回の意見書というのは、町が委託を受けるというのは基本的には難しいだろうと、残すところは、県が引継いで、人と自然の博物館あるいは民間でもいいんだけど、何らかの形でやらないと、難しいと、貴重な物を壊してしまえば、再度作る事はできないと。県に是非継続する事が大事だとの意見書をあげている。あくまでも地元の意

思を表明する事。他に、討論はなく採決いたしております。賛成多数で継続審議となっております。

以上、付託案件となっておりますが発議第3号について報告いたしました。

議長（西岡 正君） 総務常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

委員長報告について質疑及び討論・採決を続けて行いたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

発議第3号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書案の提出についての委員長報告の質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 21番、鍋島です。

本意見書案の継続審議に反対し、即時採択を求めて討論いたします。

船越の県立昆虫館は、県の行革方針で廃止されようとしているわけですが、この施設の持つ貴重な役割からして、廃棄する事は簡単ですが、再建するのは極めて困難であり、地元の議会として兵庫県に存続を求めるのは、至極当然であるとともに、佐用町議会としての責務と思うものであります。この施設は、生きた物の飼育中の昆虫を観察できるのが特徴であり、西日本では初めてできたという歴史を持つとともに、全国的に見ても先進的な取り組みをしていると言えるものであります。近年、全国的に、このような施設が教育上重要であるとして、各地で作られていることからしても、兵庫県が全国に誇るべき物であり、廃止は、この流れに逆行するものである事を、佐用町議会としての意見を県に上げ、県の再考を求める事が必要であります。

以上、意見書案の即日採択を求める討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

発議第3号、兵庫県昆虫館の存続・充実を求める意見書案の提出について、委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は継続審査とされました。

- 日程第 3 . 認定第 1 号 平成 18 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 . 認定第 2 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 . 認定第 3 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 . 認定第 4 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 . 認定第 5 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 . 認定第 6 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 . 認定第 7 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 . 認定第 8 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 . 認定第 9 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 . 認定第 10 号 平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 . 認定第 11 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 . 認定第 12 号 平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 . 認定第 13 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 . 認定第 14 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定に就いて
- 日程第 17 . 認定第 15 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（西岡 正君） 日程第3ないし17については一括議題といたします。

日程第3ないし日程第17号について、委員長報告を議題といたします。

認定第1号、平成18年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、平成18年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、平成18年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、平成18年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第6号、平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第7号、平成18年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第8号、平成18年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第9号、平成18年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第10号、平成18年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第11号、平成18年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第12号、平成18年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第13号、平成18年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第14号、平成18年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第15号、平成18年度佐用町水道事業会計決算の認定について。

本案につきましては決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、これより決算特

別委員会委員長の審査報告を求めます。
決算特別委員会委員長、平岡きぬ糸君。

〔決算特別委員会委員長 平岡きぬ糸君 登壇〕

決算特別委員会委員長（平岡きぬ糸君） 決算委員会審査報告を行います。

平成 18 年度一般会計及び特別会計決算の審査の為に、決算特別委員会を開催しましたので、審査の結果を報告いたします。

1つ、決算特別委員会は、平成 19 年 9 月 18 日午前 9 時から午後 6 時 10 分まで、9 月 19 日午前 9 時 40 分から午後 7 時 15 分まで、10 月 4 日午後 1 時から午後 1 時 22 分までの 3 日間本会議場で開きました。2つ、出席者は、1 日目、委員 21 名。当局は町長、副町長、消防長、各課長、出納室長、クリーンセンター長、各支所長、教育長は午前中、青年大学講師の為欠席。天文台長は、日本天文文学会 100 年史編纂で終日欠席でした。

2 日目は、委員 21 名。午後 3 時から松尾議員が早退。当局は、町長、副町長、教育長、消防長、天文台長、各課長、出納室長、クリーンセンター長、各支所長でした。

3 日目の出席は、委員 21 名、当局は、町長、副町長、教育長、消防長、天文台長、各課長、出納室長、クリーンセンター長、各支所長でした。

3、付託案件は、認定 1 号から認定 15 号の平成 18 年度決算、審査は 1 日目に一般会計から歳出、一般会計の 25 款農林業費までを審査いたしました。なお財産に関する調書の部分を、質疑未了とし、後日質疑を行う事にしました。2 日目は、30 款、一般会計 30 款、商工費から各特別会計、水道事業会計までを審査し、各特別会計決算については、討論採決を行いました。3 日目は、一般会計財産に関する調書についての審査は、当局から経過説明を受け、質疑の後討論採決を行いました。4 点目に、審査の中に出された委員の質疑の概要を抜粋し報告いたします。

認定 1 号、一般会計決算、財産に関する調書について、地域福祉基金出資金については、10 月 3 日社協で審議が行われる予定だが順序として問題だ。地域福祉基金出資金について、出納閉鎖の 5 月 31 日現在では違法な会計処理ではないか。また社協との契約不履行ではないか。

歳入 5 款、町税、町税徴収の取り組みについて督促状の黄色い封筒は検討を。税務年報資料の差し押さえの執行状況を明らかに。多重債務者の把握は、追跡調査が必要だ。固定資産税の滞納実態は。30 款、地方交付税。地方交付税当初予算に比べ過少見積りではなかったか。40 款、分担金及び負担金保育料の滞納について、緊急通報システム利用者負担の課税対象者の基準は。緊急一時保育個人負担金について。55 款、県支出金、野生動物防護柵補助金の対象事業は。「いきいき学校」応援事業補助金について。80 款、諸収入、住宅貸付金収入の個別状況について。次に、歳出、5 款、議会費、議会図書の充実について。10 款、総務費、流用件数が多い。地域づくり協議会運営活動助成のあり方は。電算システム保守委託リースの選定で経費節減の方策は。自治会に規模の基準はあるか。弁護士費用を予備費から充用の理由は。住基カードの保守管理委託料の費用対効果は。また発行数は。15 款、民生費、生活困窮者の年末一時金廃止問題、緊急通報システム保守管理について。介護保険、低所得者利用減免事業補助の対象者は。在宅介護手当について。障害者居宅生活支援の現状。生きがいと健康づくり推進事業。寝具洗濯・乾燥・消毒事業。訪問利用サービス事業の実態は。けんこうの里三日月のあり方について。保育士などの資格を持つ職員の身分の身分保障について。20 款、衛生費、水質検査の実態を明らかに。クリーンセンター修繕について。合併浄化槽の鉄板の修繕費の負担について。25 款、農林水産業費、特産品開発は実態と継続した物になっているか。土づくりセンター運営について。弁護士費

用の経過説明と現状はどうか。地籍調査は県の動向を含め説明を。有害駆除活動について。鹿肉の有効活用の検討を。30 款、商工費、道の駅、トイレの管理について。観光協会補助金の内訳。ビッグスライダーなど遊具の維持管理について。後継者育成事業補助金、空き店舗対策補助金の使い道は。35 款、土木費、県事業の地元説明を求める。千種川水系改修事業促進期成同盟会負担金の内訳、内容は、優先順位はどうか。旧上月町のダイヤモンドカントリー土砂捨て場はどうなったのか。住宅入居選考の実態はどうか。住宅建設計画、特に古い住宅の建て替えはどうなっているか。40 款、消防費、消防の広域化は進んでいるか。中学校にも A E D の設置を。緊急出務について病院との連携は。45 款、教育費、制服、体操シャツ購入遅れ問題の実態は。また責任の所在は。子どもと親の相談員の状況は。国際理解教育推進事業 A L T の配置について。図書館図書購入の選定について。スピカホールの有効活用について。文化情報センターで管理は可能か。学校図書に司書の配置を。県昆虫館存続の考えは。50 款、災害復旧費、町単独災害復旧工事地元負担金は 15 パーセントで確認を求める。55 款、公債費、実質公債比率が上がっているがなぜか。60 款、諸支出金、基金費の積立金を 15 款に流用する事は違法ではないか。地方自治法 220 条から誤っている部分を調査し訂正を。関連資料、指定管理者制度が導入され、どうなったのか。佐用駅前公園の遊具の不具合について。

質疑の後、討論、採決を行い、賛成多数で原案を認定しました。

次に、認定第 2 号、佐用町国民健康保険特別会計。質疑、合併で国保税が値上げされたが、収入未済になっていないか。本会計は特に流用が多い。なぜ補正対応しなかったのか。療養の分析をし、健康づくりに生かしては。

討論、採決を行い賛成多数で原案を認定しました。

認定第 3 号、佐用町老人保健特別会計。質疑、来年度から新たな保険制度になるが、その内容は。

討論、採決を行い賛成多数で原案を認定しました。

認定第 4 号、佐用町介護保険特別会計。質疑では、介護保険料の収入未済でサービスの制限を受けたケースは無かったか。ハイムゾンネの支払計画はどうなっているか。特定高齢者把握事業は、どのように実施されているのか。介護サービス労働者の労働条件はつかんでいるか。新予防給付ケアマネージメント委託料についての内容は。

討論、採決を行い、賛成多数で原案を認定しました。

認定第 5 号、佐用町朝霧園特別会計。質疑、討論はなく、賛成全員で原案を認定しました。

認定第 6 号、佐用町簡易水道事業特別会計。質疑では、旧三日月町の水道料金の値上げ額は。水道事業について有利な財源の活用をしているか。

討論、採決を行い、賛成多数で原案を認定しました。

認定第 7 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計。質疑では、接続状況はどうなっているか。未接続の分析を求める。

討論なく、全員賛成で原案を認定しました。

認定 8 号、佐用町生活排水処理事業特別会計。質疑、討論はなく、賛成全員で原案を認定しました。

認定第 9 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計。質疑で、案内看板の設置状況は。新星発見について説明を求める。

討論なく、全員賛成で原案を認定しました。

認定第 10 号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計。支配人が説明の為に出席されました。

質疑、討論はなく、賛成全員で原案を認定しました。

認定第 11 号、佐用町歯科保健特別会計。質疑では、歯科衛生士の欠員の補充の見直し

は。歯科の予防を重視し、生かす方策を。

討論なく、全員賛成で原案を認定しました。

認定第 12 号、佐用町宅地造成事業特別会計特別会計。質疑、討論はなく、賛成全員で原案を認定しました。

認定第 13 号、佐用町石井財産区特別会計。質疑、討論はなく、賛成全員で原案を認定しました。

認定第 14 号、佐用町農業共済事業特別会計。質疑では、大豆の共済掛金は何軒分か。討論なく、全員賛成で原案を認定しました。

認定第 15 号、佐用町水道事業会計。質疑では、水道管理設の山間道路の維持管理はどのようにされているか。

討論なく、全員賛成で原案を認定しました。

以上、全 15 会計の決算審査を終え委員会は 10 月 4 日に閉会しました。

全議員で構成した決算特別委員会ですので、概要のみの委員長報告とさせていただきます。委員会会議録全文並びに詳細については、議会事務局で閲覧をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議長（西岡 正君） 決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより、各議案ごとに、委員長の報告についての質疑及び討論・採決を続けてまいりますので、よろしく願いをいたします。

認定第 1 号、平成 18 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告の質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 認定第 1 号、平成 18 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の反対討論をいたします。

まず、財産に関する調書の中で、佐用町地域福祉基金、出資資金を地域福祉基金に繰り入れた決算の調製は、町と社会福祉協議会との契約を一方的に反故にしたものであり違法であります。歳入では、当初予算から町税で 2 億 7,200 万円。地方交付税で 5 億 8,000 万円の補正がなされており、いたずらに財政危惧をおおるものであります。貸付金元利収入の収入未済額 8,800 万円は、まじめに返済されてる方もあり、厳格な対処がなされておりません。町債では、合併協議会での方針からしても、より有利な合併特例債、特例事業債を活用すべきでした。次に、歳出では、節間の流用の多用を指摘するとともに、60 款諸支出金、20 項基金費から 15 款民生費、10 項社会福祉費への流用など款間の流用は、地方自治法第 220 条第 2 項に抵触する違法な処理であります。議会費では、委員会出席の費用弁償は給料の二重取りとも言える物で廃止すべきであります。また、議会図書室、委員会室の整備、議場の見直しなど議会の機能強化の検討が必要でした。総務費では、総合計画策定は、合併協方針を焼きなおしたもので、委託料など多額の費用をかけるものではありません。

ません。電算システム保守料、リース料は、合わせて1億円を超えており節減が求められます。住基ネットへの加入は、カード発行数の少なさからしても、利用は小数に留まっており、むしろプライバシー保護に問題があります。また、町の入札全般については、6割近くが落札率95パーセント以上で殆どが1位不動の実態は改めるべきであります。民生費では、外出支援は、利用者がより利用しやすい運用をすべきです。障害者福祉では、自立支援法施行によって増えた利用者負担の軽減を図るべきでした。介護予防では、本町の実態把握と実効性のある対策を取るべきでした。学童保育は、マリア幼稚園の試行を踏まえ必要とされる小学校区での実施検討が求められます。保育士は、臨時から本務化への比率を高めて、せめてクラス担任は正職員とすべきであります。子どもの医療費助成の義務教育終了までの拡大と窓口負担の無料化がなされておりません。また生活困窮者への年末一時金は、一方的な廃止ではなく継続こそ求められておりました。衛生費では、にしはりま環境事務組合で進めているごみ処理計画は大型処理施設を建設し、町民の負担を増やすもので、またごみの減量化にも逆行いたします。農林業費では、国が進める品目横断的対策など農家の大型化ではなく本町にあった小規模農家への支援と農業振興が必要です。有害獣対策で柵の設置補助は、耐用年数経過以後でも、実情に合わせた対応を取ることができます。商工費では、小規模工事登録制度など直接商工業者を支援する政策が必要でした。土木費では、町営住宅のマスタープランの策定と家賃の軽減が求められています。消防費では、播磨科学公園都市、業務委託範囲の拡大が前向きに検討されるべきでした。国民保護計画は、災害救助における住民非難計画とは根本的に違い、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先に町民を動員するもので計画自体に問題があり、計画策定業務委託料も高額であります。教育費では、各文化施設の活用とスターシャワーの森など運営は、協議がなされるべきです。小中学校への業者納入については、18年度において深刻な影響が出る前に対策が必要でした。図書館司書の学校教育への助言が必要です。そして、社会教育は本来の姿に戻し、町長部局から教育委員会に戻すべきであります。

以上、町の振興、福祉の充実に不十分で不公正な決算である事を指摘して反対討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 私は、平成18年度一般会計決算に認定の立場で討論いたします。

この決算はですね、合併後初めてとも言える通年予算によるものでありました。歳入におきましては、合併特例の優遇があるとはいえ、非常に厳しい財政環境の中でも自主財源である町税の確保において努力の跡が見られ、これは、収納向上委員会の成果だと思えます。大口滞納の整理につきましても、納税者の公平の観点から非常に困難は伴われると思えますが、あらゆる努力を今後されていきたいと願います。当初予算や補正予算で説明された主要な施策、森林災害の復旧あるいは高度情報通信網の整備などもされており認定するのに何ら問題ないと確信いたします。決算特別委員会では流用等が多すぎるなど、いろいろな指摘もありあしたが、説明を聞けば、全て良く分かるものでありました。今後におきましても、合併特例の優遇期間がいつまでもあるわけではないので、少しでも早く標準財政規模に近い財政運営ができるよう、特に一般質問なんかでもよく指摘されておりまして、職員定数の適正化などに更なる努力を重ねるよう意見を付しまして賛成討論とい

たします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、これで討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

認定第1号、平成18年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり承認されました。

認定第2号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入ります。認定第2号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 21番、鍋島です。認定第2号、平成18年度国民健康保険特別会計決算の反対討論をいたします。

本会計は、自営業者や年金生活者など比較的所得の低い方が加入する町民の命と健康を守る上で、重要な役割を持つ保険制度の会計であります。しかし、国は、この間、当然、国が責任を負わなければならない負担を地方自治体に転嫁し、過酷な国保税の徴収を地方自治体に強制するという欠陥だらけの国民健康保険制度に改悪してきました。このような国民健康保険制度の環境の中で、本町にとって最も重要な行政姿勢は、被保険者の負担をできるだけ軽減する事に心を砕く行政努力がなされているかどうかという事であります。決算での国保税滞納総額が6,200万円を超えており、少なくない加入者にとって払いたくても払えない税額になっていると言わなければなりません。本決算は旧三日月町の国保加入者の国保税がモデル平均で33パーセントもの引き上げになる事から、激変緩和措置が強く求められたにもかかわらず、この声は無視され強行されたわけであります。この時の当局見解は、基金4,231万円を取り崩さなければ予算が組めない程、逼迫した会計状況であるという事でありました。ところが、本決算では、その全額を基金に戻す処理がなされており、当局見解の誤りが証明されたものとなりました。国保加入者の負担軽減努力の弱さを指摘するとともに、その真剣な取り組みを強く求めるものであります。国民皆保険制度は、法律で明確にされていますように加入者の互助制度ではなく社会保障制度であります。この原則からして、国保税滞納者の資格証明書発行という保険証の取り上げは、事の重大性から見て、基本的に止めるべきであり、とりわけ子どもの居る家庭への行使は、即時止める事を求め反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

認定第2号、平成18年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり認定されました。

認定第3号、平成18年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

認定第3号、平成18年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はございますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 5番、笹田鈴香でございます。私は、認定第3号、平成18年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算について反対の討論をいたします。

1960年岩手県沢内村で始まった老人医療無料化制度は相次ぐ革新自治体の誕生や住民運動を受けて全国に広がり1973年、ついに70歳以上の高齢者の医療費無料化が国の制度となりました。無料化制度では高齢者の窓口負担分は公費で支出されます。また、当時は、高齢者の保険給付の多くを担う国保も財政の約半分が国庫負担でした。つまり、国費で手厚く支える制度としてスタートしました。この年は福祉元年とも言われています。ところが、臨調、行革を掲げる中曽根内閣の下で1982年老人医療費無料化制度が廃止されました。これが、老人保険制度の始まりです。これにより高齢者の窓口負担無料化から定額負担に改悪。窓口負担分を除いた老人医療費の7割は制度間財源調整の名で、健保、共済、国保などに拠出させ、支える制度となりました。1994年、入院時の食費が有料化。薬代の大幅値上げ。2000年には高齢者医療に定率負担導入。2002年、全ての高齢者負担が原則1割。現役並みの所得者は、2割。2005年療養病床の食費、居住費が大幅な引き上げになりました。これらの負担増と財源転嫁の結果、老人医療費に占める国庫負担の割合は、1984年度の44.9パーセントから2004年度には33.0パーセントに激減されました。その一方で、老人医療費に占める患者負担は、1984年1.6パーセントには、2004年度には10.4パーセントまで急上しました。老人保険制度の20年余りは高齢者医療に掛かる費用が高齢者自身と現役世代に押し付けられ、国庫負担が減らされ続けた歴史だったとも言えます。

以上の理由で、老人保健は、制度自体に問題がある事を指摘して反対の討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

認定第3号、平成18年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり承認されました。

認定第4号、平成18年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入ります。

認定第4号、平成18年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 20番、吉井秀美でございます。認定第4号、平成18年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をします。

昨年4月1日から改定された介護保険制度が実施されていますが、それ以前の重い利用者負担や施設整備の遅れのため、必要なサービスを受けられないという矛盾が解決されないまま、更なる負担が増え介護サービスの取り上げ、介護施設整備の抑制など問題だらけです。改定介護保険制度は予防重視のシステムに変えるとして、それまでの要支援と要介護1の大部分にあたる介護度の軽い人たち、この人たちを新段階の要支援1、2として従来のサービスを提供する介護給付とは別枠の新予防給付に移しました。それは、受けられるサービスが限定されケアプラン作成や介護報酬の面でもサービス切捨てへの誘導の仕組みが何重にも組み込まれています。何より酷いのは、福祉用具について要介護1までの軽度者は、半年間の猶予の後、原則保険対象外にされました。また05年10月から施設でのホテルコストや食費が保険から外され、自己負担となった影響は深刻です。貯金を取り崩して行ける所まで行くしかないという声まであります。更に介護保険料の大幅値上げの問題があります。佐用町も1号被保険者の基準額を2,500円から3,100円に大幅値上げを行いました。税制改定による諸控除の廃止で、これまで住民税非課税だった人が課税になり収入が変わらないのに、保険料の区分が上がってしまったケースもあります。このように、加入者や利用者の負担を増やし、必要なサービスを受ける事ができない会計となっているので、反対します。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

認定第4号、平成18年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって原案のとおり認定されました。

認定第5号、平成18年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告の質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

認定第5号、平成18年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は認定されました。

認定第6号、平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対して質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 認定第6号、平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の反対討論を行います。

反対の理由は、三日月簡易水道地域の使用料の値上げにあります。基本料金が1,600円から2,100円に、超過料金は100円から120円に値上げされました。これによる三日月簡易水道は約1,000万円の負担増。町全体では600万円程度ですが、この程度であれば、管理の統合などスケールメリットにより充分吸収できました。新町への希望を持つ為にも値上げはすべきではありませんでした。また、佐用ゴルフ場との給水契約見直しは契約当初の経緯からしても問題でありました。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 賛成討論いたします。

水道、まあ、三日月の方には、そりゃあ、申し訳なかったとは思っておりますけれども、そりゃ、やっぱり、基金を借りてね、長期的に、こうやっておる以上はね、やはり我々としても、そういう事は理解できると思います。ですから、やはり、これ自分所の財源だけでやれておればですね、そりゃ、そういう事じゃないかと思っておりますけれど、将来をにらんでね、やはり基金も借り、そうやって、将来見据えてやっている以上はですね、同じ町となった以上、そういう高い所、安い所じゃなくってですね、やはり足並みを揃えてね、この度、そういう合併しなかったら、もうやっていけん状態が来るという事を念頭においてですね、やはり考慮せんとあかんと思っておりますので、そこらへん考慮して賛成といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。

認定第6号、平成18年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は原案のとおり承認されました。認定されました。

認定第7号、平成18年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対して質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

認定第7号、平成18年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。
認定第8号、平成18年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。
認定第8号、平成18年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり承認することに、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。
認定第9号、平成18年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対して質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。
認定第9号、平成18年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。
認定第10号、平成18年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対しての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。

認定第 10 号、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。

認定第 11 号、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対して質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。

認定第 11 号、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。

認定第 11 号、平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。

認定第 12 号、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対しての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。

本案についての採決に入ります。

認定第 12 号、平成 18 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。

認定第 13 号、平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対して質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

本案についての採決に入りますが、認定第 13 号、平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。

認定第 14 号、平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対しての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

本案について採決に入ります。

認定第 14 号、平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。

認定第 15 号、平成 18 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告に対して質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
本案について採決に入ります。
認定第 15 号、平成 18 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって原案のとおり認定されました。
ここで、暫く休憩をいたします。
11 時 10 分まで休憩をいたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き再開をいたします。

日程第 18 . 日程第 19 号ないし日程第 24 について

- 日程第 19 . 議案第 85 号 平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 20 . 議案第 86 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 21 . 議案第 87 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 22 . 議案第 88 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 23 . 議案第 89 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 24 . 議案第 90 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 18 に入ります。日程第 19 ないし日程第 24 については一括議題といたします。

議案第 85 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 86 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 87 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 88 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 89 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 90 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

議案の提案に対する当局の説明は、9 月 11 日に終了いたしておりますので、各議案ごとに質疑・討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

これより、議案第 85 号、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

13 ページの総務管理費、一般管理費で職員研修負担金の 30 万円減と一番上にあります報償費、講師謝金 30 万円の項について説明をお願いします。それから、もう 1 点 15 ページですけれども、社会福祉費の後期高齢者医療費の電算システム開発委託料 130 万円増の内容についてお願いします。

議長（西岡 正君） まず総務課長。

総務課長（達見一夫君） それではお答えいたします。

まず報償費講師謝金につきましては、今、町の方で人事評価制度の導入について取り組んでおります。その為の町での研修の後の評価者に対する研修会の講師謝金の 30 万と、それと負担金補助及び交付金につきましては、職員研修の内、その人事評価は、町の方で行う為に、その職員研修の負担金が不要になりましたので、講師謝金と負担金との組み替えでございます。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 15 ページの後期高齢者医療費に関する電算システム開発委託料の 130 万円の追加であります。この分につきましては、来年の春の、このシステムの開始に向けて、順次整備を進めております。その中で、当初想定をしておりませんでした、例えば、高齢重度障害者の絡み、それから、身体障害者、福祉医療で言います、身高等のシステムにも当然、この後期高齢者の制度がかかからずまいりますので、その分の現在使っておりますシステムの改造費が必要となつてまいりましたので、今回 130 万を追加させていただくものであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、今のんですか。

20 番（吉井秀美君） はい、今の。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、その人事評価制度の関係ですけれども、こういった講師を招聘するというか、そういったような事は、内容具体的に考えられていますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（達見一夫君） この分につきましては、今のところ、未だ講師の方は決めておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3 番（片山武憲君） 失礼します。3 番議席、片山でございます。
17 ページの 20 目、農業振興費、説明欄では、野生動物防護柵設置費補助金、まず、これの内容の説明お願いしたいんです。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今回、補正でお願いしております野生動物の防護柵の設置事業補助金なんですが、当初計画してありました以上にですね、各集落、地域からですね、防護柵の要望が出て来ております。それによりまして、大変当初予算と同額、まあそれ以上の補正予算させていただいております。件数といたしましては、13 地区から出て来ております。利用例も大変多くなっておりますので、町の補助規則に基づいた査定をさせていただいております。そういう事ですね、当初見積しておった額よりも大変多くなりましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3 番（片山武憲君） すみません。13 地区に対していう事ですけれども、じゃあ、既に柵を設置しているんか。そういう工事されたに基づいての申請に、それ設置されて、そして

補助申請の結果だと思うんですけども、申請地区は、全部、全部これによって13地区いうんか、例えば、15地区申し込みがあって13地区いうんじゃなしの、そのへんはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まあ、町の補助要綱に基づきまして、一度補助を出した所についてはですね、説明もして、対象外の所も1、2箇所あったんじゃないかと思えますけれども、今回出ておりますのは、この基準にのります対象になるという地区で出ささして、計画させていただきました。それと、申請がですね、非常に多く、この田植え後ですね、たくさん出てきましたので、それについて、町の予算もですね、当初予算からしますとオーバーしておりますので、一応申請者の方には、今、一応9月補正で、何とか、要望したいという事で、その今回の補正後ですね、決定させていただければ、後は事務処理に基づいて決定通知を出して行きたいというふうに思っております。それで、申請者の方には、そういう旨を伝えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 大変結構な事で、言う意味で設問、質問ですか、させてもらっておるんですけども、幸いその対象にならない所が、そういう事発生しなかったという事は喜ばしい事で、私が申し上げたかったのは、例えば、未だその関係者、こういう防護柵をしたいけれども、補助金が、もらえるか、もらえない。もらえる、もらえないの、そういうね、判断によって、例えば、思い切ってやってももらえなくても、どないか自分所の費用でどないかなるだろうという方や団体もあるんでしょうけども、やっぱり、それ当てにせんと、そこそこのできないいう事で、ちょっと、そういう判断で、判断ができかねていう事で、ちょっとまとめますけども、このチャンス言うんですか、未だこのチャンスは、この年度内、同じ年度内ですから、未だ今回されてない方で、相談があると思えますけれども、その辺を、ちょっと丁寧にさせていただきたいという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一応、秋の刈り取りがですね、今、時期で、終わって来ておると思えますので、時期的にはですね、申請が、件数が減る時期でございます。これもですね、来年に向けてですね、また、そういうふうな要望が出て来るというふうには、こちらも思っておりますので、それについては、一般質問でもありましたけれども、そういった要綱の中においてでも、実態に応じて、そういうふうな町の補助施策についてですね、ちょっと検討もしたいというふうには思っております。ですから、今後出て来る場合は、それについて、対応もですね、前向きには考えたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 15 ページの 1 つ目は、後期高齢者医療費の関係でお尋ねします。

委託料電算システム開発委託料 130 万円は、その後の使用料及び賃貸料ですか。それから備品購入費の合わせると 130 万マイナスと金額が一致するんですけど、ここの絡みと言うか、その関係をお願い、説明をお願いします。それと、この電算システムは、どこに委託、いつからするのか。それから、またこの関係の対象者というのは、どれぐらいになりますか。これが 1 点目の質問です。それから、2 つ目は、その下 20、障害者福祉費で、19 負担金補助及び交付金の 150 万円、知的障害者通園費助成金について質問したいんですけど、補正であがって来ているという事で、その経過と、それから、その財源なんですけれども、一般財源それから国、県ですか、支出金、この 150 万の裏付けの財源は、どのようになっていますか。その 2 点、お願いします。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず、第 1 件目の後期高齢者医療費の委託料の 130 万の電算システムにつきましては、先ほど吉井議員さんの質問にお答えさせていただきましたとおり、来年春からの後期高齢者の始まります中で、現行で使っておりますシステムの改造分等も出てまいりましたので、特に 75 歳以上の高齢者の皆さん方全員なんですけど、一部障害のある方は、65 歳以上の方も、この後期高齢者の対象になってまいりますので、今まで福祉医療としてやっておりました、いわゆる障、いわゆる障害者医療、それから老人医療の中と、それから高齢重度障害者等の現行のシステムの改造費が必要になってまいりましたので、追加させていただいたものであります。それと使用料及び備品購入費等で、減額で、たまたま金額が同じになっておりますのは、これにつきましては、偶然というふうに解釈いただいて、事務機器のリース料につきましては、この来年春から始まります後期高齢者医療の為に各支所でも、それぞれ受給者証等を発行する必要が生じて参ります。その為に、プリンター等を予定しておりましたんですけど、このプリンター、その受給者証の様式が、当初段階では、未だ決定されておりました。どういう形で、受給者証が決定されるかによって、いわゆる既存のプリンターが使える可能性もあるというふうな事の状態もあつたんですけど、とりあえず別個の受給者証になりますと、専用のプリンターが要するという事で、プリンター代を予算化させていただいておつたんですけど、そのプリンターが、現行のプリンターと併用して使える、それぞれ支所等で使っておられるプリンターと併用して使えるという事になりましたので、備品購入費の中で 100 万。それからリース料につきましては、そのパソコンの本体等をリースいたしますので、その分の減額分が 30 万出て来たという事でありまして。それから、このシステム開発の委託料の相手先なんですけど、これにつきましては、佐用町が使っております、いわゆる基幹システム、いわゆる住基情報、税情報、全て、この後期高齢者で、その情報を使っての対応となりますので、日立情報システムの方へ委託という考えで、今準備を進めております。それから、2 点目の、知的障害者の通園費の助成につきましては、これにつきましては、年度新たに始まった事業であります。これにつきましては、歳入の方を見ていただいたら分かるんですけど、歳入におきまして、8 ページで、8 ページの上段で、民生費補助金の中で、通所サービス利用促進事業補助金 200 万円を充てさせていただくという事で、現行で言いますと、歳入が 200 万、それから今度追加させていただきました歳入が 150 万という事で、歳入の方が多くなるんで

すが、これにつきましては、例の安倍内閣で始まりました障害者自立支援法に伴います、いわゆる特別対策事業という事で、県の方から追加交付を受けて、その中の新メニューとして出て来たもので、この歳出にあげております知的障害者通園費の助成事業につきましては、それぞれの通所施設で、それぞれの園生等を送迎される場合の送迎用の車両の、いわゆる経費を、燃料費を除いて助成しようという新たな制度であります。これにつきましては、以前にも出ておりましたように、自立支援法の施行に伴って、いわゆる施設が非常に減収したと。減収になった、それで、経営的にも安定しないというような事もあって、少しでもというような、形の中で、施設で使われております、その送迎費用の燃料費を除く車両経費について、いわゆる国なり県が応援するという形の経費であります。この50万の差額につきましては、私ども佐用町では、今まで個人的に、個人なんです、それぞれ通所者に対する通園者の2分の1助成を町単独で実施して、やっておりました。で、その金額が、約80万か90万程度が当初で予算化しております。当然この制度を受けますと、それぞれの施設が、通所者からいただく経費というのが、もう燃料代だけになりますので、その経費も安くなります。ですから、その事業と合わせまして、私どもの方は、町が中に入って、それぞれの施設から請求された経費を見てですね、施設の方へ助成して行くという形で、ちょっとややこしいんですけども、障害者自立支援法の中で、あくまでも、これ、いわゆる経過措置であります。2年間、今のところ聞いておりますのは、19年、20年。21年度には、自立支援法が大幅な見直しになりますので、それまでの経過措置として特例交付金として、この事業を実施するという形になりましたので、今回補正あげさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 後期高齢者の関係では、対象者について、今までも出て来たかと思うんですが、改めて、この関係のシステムで移動する関係者の数というのは、それぞれ障害者、老健ですか、重度、どれぐらいの数に、対象者はなりますか。その点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） すいません、ちょっと細かな、いよいよの対象者の数字までは、それぞれ、障害別、福祉医療の対象者別に、今、ちょっと持っておりませんので、また後日でもご報告したいと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 12、13 ページにかかる、収入にもかかってくるんですけども、情報通信基盤事業の e - コミュニティ形成支援業務委託料、これは上の収入の方が雑入で支援事業助成金とあるんです。これは、どこから調製されるのか、その委託先はどんなんがあって、委託の業務内容、その 3 点。

議長（西岡 正君） まちづくり課長。はい。

まちづくり課長（南上 透君） お答えさせていただきます。

12 ページの e - コミュニティ形成支援事業補助金につきましては、国の外郭、財団法人の地方情報センターから助成金としていただくものであります。それから委託料につきましては、インフォミーム株式会社という事で、サーバーの運用管理等をしておるところであります。地域今回の地域 SNS の開発をしていただくところであります。会社につきましては、姫路にあります。それから委託内容ですけども、内容的には、e - コミュニティによります実証実験等を行いますので、ソフトウェアの開発等が 100 万程度。それからシステムの開発。それから初期の分のセットアップとかいうものが 30 数万円かかります。それから、その分が開発の関係ですけども、実証実験に必要な経費という事で、説明もさせていただいた住民の中から、そのこういう事を、インターネットテレビなり、この SNS を使用してインターネットテレビと組合しますので、そういう事をやっていただくのに、住民の方に講座を開きます。そういう講座の運営費とか講師謝金とかいうようなのが入ります。それから、その場合に機器等が要りますので、ビデオカメラ等の借りたりする経費等も対象になります。それから、ある程度、それで、総務省なり、そこ、情報センターとのやり取りもせなあきませんので、そういう経費。まあ、旅費的なものですけども、そういうようなもんが対象。そういう経費を開発含めて委託するという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。今の関連いう事ですね、13 ページの 52 番の通信情報の整備事業の中でですね、先だって、私たちが視察に行ってきた。ですから、今まちづくり課はですね、テレビの切り替えという事だけでなくでですね、今、上月、佐用を工事たけなわでして、来年春には完成し、佐用町一円全部ですね同じように入っていくわけでございますんで、今からですね、そのまちづくり課としてですね、そういう他の、この前、向こうへ行って勉強もしましたけれど、災害とか保険とか、その他諸々の事も合わせてね、勉強されとんかどうか、そこらへんはどうですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 議員もご承知やと思うんですけども、18 年度から 19 年度

にかけまして、将来的に、そういう事に対応する為に、今基盤の整備をいたしまして、その中で、情報懇話会等の設置をいたしまして、その中で、テレビとそのインターネットの活用だけじゃなくって、1つは、佐用チャンネルの話もありますし、それから今言うた、SNSいうんか、そういう使い方も、これは、そういう電子媒体の中で、地域づくりなり、そういうのに使うて行こうという事なんですけれども、そういう事とか、後また、ソフト的に他にも使えるかというような事を、懇話会の中で検討はしていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その懇話会の中でね、早急に詰めていただいて、その骨子を私たちにも、また見していただいてね、来年4月全町一斉の時にはね、未だそういう一部の事だけしか流せんとか、テレビだけの事じゃなくてね、やっぱり、こんだけ金入れて設備投資した以上はね、やはり、それが直ぐに生きて活用できるような状態に持って行っていただきたいという事とですね、それから17ページの味わいの里の運営費って、こう載ってございまして、これについてはですね、先だっけの食品洗浄器とか洗濯機の購入という事で聞いておりますけれど、関連として聞いていただきたいのは、前にも誰か言ったかも分かりませんが、それぞれ町ですね、関係しておる機関、上月とか味わいの里、平福の道の駅なんか、金をいくら出しておると。ほいでいくら入って来ておるといふ、ひとつの一覧表をね、また農林振興課の方で作っていただいて、我々にその内訳を見せていただきたいんや。先だっけも、上月の生産者の方と、ちょっと話する機会がありましてですね、その中で言われるにはですね、やはり佐用としてもね、各地で、どここの朝市とか、野菜のとか、その地域の、そういう生産、特産物売っておる日があるんですけど、そういう音頭とりをね、そういう佐用の生産者組合、毎月開かれておるんかどうや、ちょっと分かりませんが、そういう中でですね、やはり、ある程度は、農林振興課が音頭とってですよ、平福の駅でやるんか、どこでやるんかは、その生産者の方が決めてね、月何回、佐用のお米でも何か聞いたら、兵庫県ですや、一番美味しいお米が獲れるというふうにも聞いておりますんで、おにぎり、小さなミニおにぎりしてですね、海苔巻きしたようなんや、来ていただいた人にサービスで食べてもらって、これが佐用の獲れたお米ですよというふうな事やね、そういうふうな事も、ひとつ、そういう生産者組合の中でですね、やはり音頭とりとして決めてやっけて行くというんや、生産者の方がやっけていけばいいんやうけど、その音頭とる人が無いんで、ちょっとわしも年いっとうし、その、そういう事が、佐用でも、ひとつ佐用の朝市とかいう事で、土曜、日曜ずっとやるんがいいんや、月1回とか、そういうふうな事もね、その生産者の中で決めてね、そういう事も必要じゃないかと思ったりしておりますんで、そこらへんもね、議題にあげていただいて、少しでも佐用の物が良くなるように、ひとつお願いしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） 答弁ありますや。

4番（岡本義次君） 何か、もし、農林振興課。

議長（西岡 正君） はい、あれば、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君）　今の、意見に対しましてですね、やっぱり、こちらも、いろんな事を思っておるんですけども、そういうような、生産組合、販売組合、連絡会等もありますので、そういった所とも、また協議しながら、合併後のね、立場としてですね、今後の事について、協議も進めて行きたい。してもらっとんですけど、なかなかね、そこまで未だ突っ込んだ所までは、行ってないんで、今までどおりの状況が主になっていっとんですけども、今後、まあ、そういうような事を含めて協議してやっていきたいと思っております。

議長（西岡　正君）　はい、よろいしか。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　もう1点。はい。

4番（岡本義次君）　その同じ関連の中でね、前に、生産者組合が、佐用の方は、上月で売れないと。上月の方は、佐用で売れるとか、そういう事は、ちょっと何か、防波堤言うんか、未だ、同じ合併しながらね、まちまちであったという事は聞いておりますけれど、そこら辺、関係者が相談して、まとまったんかどうか、そこら辺はどうですか。

議長（西岡　正君）　はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君）　まあ、販売所の方はですね、組合組織を持っておられますので、組合員に入っただけならば、地域は問わず、出荷していただいたらええという事は聞いておるんです。だから、そういうふうな事も理解していただくようにはしたいと思っております。

〔笹田君　挙手〕

議長（西岡　正君）　笹田鈴香君。

〔まちづくり課長　挙手〕

まちづくり課長（南上　透君）　すいません。質問いただいた中で、全町佐用・上月が繋がった時点で、全部にインターネットなり、そういうものの活用ができるのかという話なんですけども、テレビにつきましては、加入された方は全部行くんですけども、インターネットは、加入者系の事になっておりまして、月額4,000何ぼとか、3,000何ぼ要るという事で、全ての人が加入されておりませんのでね、こういうソフトが、いろんな事が考えられますよいうとこの事は、ある程度出ると思うんですけども、即全部繋がって、インターネットなり、そういう事がいきなり利用できるという事にはならないと思っておりますので、そこだけご了解いただきたいと思います。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　ちょっと待ってください。3回しましたんで、今度また後で。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい、笹田です。17 ページなのですが、農業総務費 15 目のひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会負担金なのですが、このひょうご田舎暮らし・多自然居住という事について内容はどういう物か。また実施をされるとすれば、いつが予定なのか、これが 1 点と。23 ページに飛びますが、23 ページの第 5 款の現年災害復旧費工事請負費の 3,345 万 7,000 円の内容をお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） ひょうご田舎暮らし・多自然居住の支援協議会負担金の内容なんですけれども、これにつきましては、この今年の 8 月にですね、兵庫県下でひょうご田舎暮らしの多自然居住支援協議会というのが設立されました。この目的はですね、都市等多自然地域、こういった地域との交流の推進を図る。また都市住民がですね、こういった自然の中での定住または半定住等のライフスタイルの実現を目指すといった内容でですね、地域の活性化を図っていかうという事で、この 8 月にですね、兵庫県下で 9 自治体が、こういった事に賛同して、設立をされております。これについては、支援は、県がですね、やっていただいております。今後ですね、いろいろとまあ、空き家または集落について、農地ですね、遊休農地とか、そういった事も調査させてもらってですね、こういった事を、地域、とりあえず集落の協力がなければできませんので、こういった内容についても協力を呼びかけたりしてですね、PR して都市との交流を図りながら、定住または半定住、そういうような事を目指そうという事です。これからですね、計画を、今年度からですね、この佐用地域に合った内容の計画をして行くという事で、現在進めております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう 1 点。

農林振興課長（大久保八郎君） それと、災害復旧費の工事請負費なんですけれども、林道につきましては、8 月の下旬に、また農地農業用施設の災害用の査定については、この 10 月の 2 日、3 日で終わりました。農地の関係が 6 件、林道が 1 件でですね、これは、災害の申請した工事請負金額を今回あげさせていただいております。それとですね、負担金補助及び交付金につきましては、町の小災害という事でですね、町の補助金の予算上は 7 割ですけれども、また 12 月補正等で修正させていただきたいと思っておりますけれども、15 パーセント地元負担という事で 85 パーセントの補助金交付の方で、また修正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 初めに質問しました、ひょうご田舎暮らしの件ですが、空き家とか遊休地を利用してという事なんですが、都市との交流いう事ですが、よく言われる団塊の世代という事も含めてだろうかと思うんですが、新たにというか、そのUターンとかIターンとかは、その中に含まれますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これはね、今年できたところなんですけども、いろんな、ふるさと景観づくりとか、そういった事で、集落の方へ出向いて、高齢化になっておられる集落等が、そういうふうなところをですね、まわっておりますけれども、この事業につきましても、総合的な判断をしておりますので、いろんな条件があると思います。自治体によっては、その受入れ態勢の事もいろいろ検討されると思いますけども、佐用町にあった内容の事を計画してですね、定住また半定住、別荘的な事になるかも分かりませんが、そういった事で、都市との交流または、そういうふうな定住に向けての施策をですね、PRしながら、いろんなまあ、施設については、ある程度、修繕等も必要な物もあると思いますので、そういった対応をどうするかという事も含めてですね、今後計画してやっていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、次の災害復旧なんですけど、この工事請負費の分で、多分福澤も含まれていると思うんですが、福澤の養鶏場の場所が崩壊した部分ですが、そのあたり詳しい工事内容を教えていただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 福澤のですね、養鶏場の山、山地から土砂が崩壊したところなんですけど、農業施設関係ですので、農地、水路、そういった物は、災害復旧としてですね、査定を受けました。山については、災害の復旧する補助事業がありませんので、今回の計画については、土砂排除それから安定勾配に土を除ける。それから堆積した排水路の復旧。そういった内容でですね、査定を受けております。ですから、上の山林についてはですね、今のところ災害復旧の対象になりませんので、それについては、今後ですね、所有者また地元と協議、その中で、こちらとしては、農地を保全する為の工法的なところまでは、できませんので、そういった事は、また区長さん等また地元所有者との話は、さしてもらおうと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） ええっと、まあ3回終わりましたんで、ちょっと申し訳ない。ちょっとだけ待ってください。岡本議員。

4番（岡本義次君） ああ、すみません。まちづくり課長の言われましたインターネットの件については、まあ、入っておる者という事で了解しておりますけれど、そのさよさよサービスの事で申し上げたんでございまして、そのやつが、1日も早くね、骨子ができたら、我々にも提示していただいて、その中身がですね、これでいいんかどうかも含めてね、やはり来年4月にはスタート切れるようなね、格好の中でいっていただきたいという事でございます。それは、もうよろしいです。それから、農林振興課のですね、18ページの間伐の、この1,700万からあがってございまして、今年度ですね、何ヘクタールぐらい、何件のですね、申し込みがあって、その仕事はどこへさせるかという事を、ちょっと教えてください。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今回、間伐の事業の補助金なんですが、この内容につきましては、下の里山エリア再生事業補助金431万2,000円減額しておりますが、これも補助事業の関連があります。町単間伐事業と同じ環境対策事業の補助金の対象になりますので、一括してですね、マイナスの431万2,000円につきましては、町単の間伐事業補助金の中に加算させていただいて、1本にさせていただきました。それと、当初ですね、318ヘクタールだったんですけども、480ヘクタールで追加補正をさせていただいております。この内容につきましては、環境対策育林事業の補助事業ですね、国の方から予算が付いて来ております。と言うのも、京都議定書の関係でCO₂の対策という事で森林整備、そういった事ですね、県の方も事業を増やして欲しいという事で、当初予算の時も県と協議した内容で挙げておったんですけども、予算が増えてきておりますので、そういった間伐推進をやっていくという事でお願いしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その中身がですね、個人と民営の方の件数とかいうのは、分かりませんか。それと、どう言うんですか、補助率は個人的に、今、変わっておりますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これ、間伐につきましても、林齢の補助対象がありますので、この間伐については、個人、民有林も、町行造林も含めてですね、対象になっております。この、これについては、森林組合の方で、一応PRしていただいてやってもらうという事で、地元負担については、今のところ、基準から言えばありません。この補助金はですね、林齢にもよりますけども、60から65パーセント、国、県の補助金がありますので、こういった事で、増額させていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、歳入のどこ伺います。6 ページです。6 ページの歳入で、地方特例交付金の関係です。4 月と9 月の二期にわたって交付されると聞いておりますけれども、児童手当の交付金で 192 万 4,000 円の増額。特別交付金で 544 万円の減額ということですが、この当初見積もりからしてね、何が、これだけ見積りが狂ってくるのか、その辺りの原因についてお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。どこでしょう。どこですか。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 地方の特例交付金また特別交付金等につきましてはですね、当然、地方財政、地財計画等の件で、前年度に対していくらかという率が出ますので、当然 18 年度、時点をおさえましてですね、それに率を掛けさせていただいて、当初予算に計上しておるといの中で、今回地方特例交付金児童手当の関係ですが、これは、最終的に交付決定と言いますか、決定内示いただきましたので、今回 192 万 4,000 円の計上をさせていただいております。また、特別交付金の、これ減税補填の昨年まで特別交付金として出ておった物を、これも国の方の関係で3 年間延長して、こういう名前になったというなかでですね、示された当初は金額であげておったんですが、最終的に、こう決定額が 245 万 7,000 円になったという事でありませう。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと確認しますけど、児童手当の関係は、その要素となるのは、児童手当対象児童数というのが、要素になるわけですが、これはまず狂う事ないと思えますけども、この辺りの狂いではなかったのかというのが1 点と。2 点目の特別交付金は、町民税所得割それから法人税割の、この減収見込みですね、これが要素になるわけですが、この辺りの見込み違いがあったのかどうか。その辺りを確認しておきたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

財政課長（小河正文君） あの、見込み違いと言いますか、当然、前年度対象にしますので、どうしても、そこを基礎として数値をあげます。そういう関係で、ご指摘のようにですね、甘いとか、ああいう面も確かにあったかも分かりませんが、一応、こちらの方としては、示された中での数値を持ってかけさせていただく言うんですか、基礎数値を基に算出をさせていただいたという事でございませう。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 続いて歳入の 7 ページの国庫補助金の関係、10 目民生費国庫補助金、次世代育成支援対策交付金 34 万 5,000 円、これ伺いたいのは、次世代育成支援推進法というね、法律で根拠があるわけですけども、この中に、行動計画の策定。地方自治体のね、というような事が推進法では言われています。その絡みで本町は、この構造計画はどうされているのか。それから 2 点目に、この 34 万 5,000 円は、何に使われたのか、その 2 点お願いします。

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 鍋島議員お尋ねの次世代育成支援対策交付金の 34 万 5,000 円なんですけど、これにつきましては、おっしゃるとおり、少子化対策の事業として出て参りました新たな交付金であります。で、これの歳出につきましては、今その少子化対応の中で、若いお母さん方に安心して子育てできる環境をとという事で、それぞれの関係者、保健師等のいわゆる訪問事業、いわゆる新生児の訪問事業というのが、たまたま佐用町の場合は、ほぼ 100 パーセントに近い全数を、以前から行っております。それが、都市部では行われないという事で、生後 4 ヶ月以内に、全新生児の赤ちゃんを訪問するという事業が、事業の名称としては、いわゆる、こんにちは赤ちゃん事業という事で始まっております。その訪問時に、いろんな子育て支援の、まあ参考になる資料として、佐用町では、前の議会でも出ておりました民間のボランティアの皆さんからお作りいただきました子育ての、「すくすくまっぷ」という冊子がでておりますので、それを少し改訂しまして、いわゆる増刷させていただいて、お母さん方に参考にしていただこうという事で、歳出の方は、児童福祉費の中の印刷製本費で 20 万、今回補正合わせて、補正をさせていただいております。で、その差額が債務超過になるんですが、これにつきましては、今回、この事業としては、いわゆる新生児を訪問する保健師の person 費に充当してもよろしいという事になっておりますので、それぞれ出生数、出生人数等を、全てポイント制にしまして、この程度の金額が、佐用町の場合でありますと、現状の新生児訪問の中で、person 費に充当できるという事で、充当させていただくという予定にいたしております。それから、2 点目の、次世代の、その育成の行動計画なんですけど、佐用町の場合は、丁度平成 17 年度合併の前後に、この次世代行動育成計画というのを策定いたしております。合併が決まっておりますので、4 町別々にと合わせて、新町発足時の行動計画も合わせて策定するという事で、これは以前にも議会の方へ入れさせていただいたと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。ありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、じゃあちょっと、先ほどの 20 万のマップと 14 万 5,000 円の person 費の充当ですけども、こういう場合は、どうなんですけど、14 万 5,000 円を歳

出に計上する必要はないのかな。いわゆる総計予算資料の立場からして。そのような、組み替えはしなくていいのかな。

議長（西岡 正君） はい、答弁。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 当然、先ほど説明しましたように、人件費に充当しますので、充当は、予算書です、財源変更の区分で挙がっております。人件費ですから、ちょっと総務課の担当になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。ないようですので、これをもって、

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ある。はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと分からなかった。今、何、総務課の方でやってる、その充当。よう分かんないやけども。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） そしたら、私の方から説明させていただきます。

16 ページの 20 款衛生費のこの財源内訳で、国庫支出金の 14 万 5,000 円。その部分が、30 万から 20 万引きました 14 万 5,000 円でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） だったらね、これは簡易水道事業特別会計繰出金でしょ、16 ページの国庫支出金の 14 万 5,000 円が、今言うた次世代支援の 20 万の残りの 14 万 5,000 円と言うんだったら、この財源内訳の 14 万 5,000 円というのは、簡易水道事業特別会計繰出金の財源内訳だから、簡易水道事業特別会計繰出金に充当した事にならへんかな。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、財源充当と言いましてですね、先ほど、総務課長言いましたように、当初では、一般財源で充てておったと。その部分が、これ差引して、一般会計 249 万 7,000 円になっておりますけれども、当初から、その分を差し引かせていただいて、国庫支出金の特定財源 14 万 5,000 円の方に振り替えたという事で、ここでは、人件費部分として、細節のところでは出て参りませんが、当初、人権費等組んでおる関係で、そういう形となります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これだけ見たら、そうって、そういう事ですね。分かりました。
それでね、次、聞きたいのは、ええっと、じゃあ、16 ページの塵芥処理修繕料、これク
リーンセンターという提案説明ありました。623 万 4,000 円。これの災害共済保険が 315
万という事なんで、ちょっと確認したいのは、これは保険に充当できるのが、315 万で、
後は、保険がかからなかったというような解釈なのか、その点、確認します。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、今回、台風等の絡みでですね、これ保険掛けておって、台風
の関係の補助と言いますか、掛金に対して一応 2 分の 1 という中で、いう内訳になってお
りますので、財源としては、315 万充てておるということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 9 ページの物品売払代金 239 万 1,000 円、これも提案説明あつた
んですけど、この財産処分ですね、内容、どこに処分したか決めて、説明願います。

議長（西岡 正君） はい。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、財産売払収入につきましては、双観橋それから戦橋のね、関
係の鋼材を売らしていただいた部分を今回計上させていただいたという事で、鉄と言いま
すか、橋梁の部分ですね。その部分が、まあ、トン数で言いますと、60 トン余りあつたとい
う事で、販売をさせていただきました。

21 番（鍋島裕文君） どころ辺へ行きよんや。

財政課長（小河正文君） これも、あの、業者、町内業者 2 社でございまして、その中で入札
させていただいて、碧木さん、碧木商会の方に処分をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 今、関連のですね、物品売払という事で、上上月なんかはですね、立派な町営住宅もできたんですけど、前建てておった段々のですね、そういう跡地をですね、どう言うんですか、前にも一般質問もさせていただきましたけれど、これからですね、売っていくと。付近の人欲しい人は、まあ、駐車場をするなりですね、何か、小屋建てるとかというような事があればですね、売っていく方向で検討されておるかどうかい事が1点と。それから、もう1つですね、8ページのですね、45の災害復旧の補助金でございますけれど、これにつきましてはですね、県の方から当該年度、これで、もう済んでしまふんかどうかい事が1点と。それから、前にですね、災害があって、家が、家屋が浸水したりしました分で、未だ山の治山の方をやらんとですね、片が付かんという事で聞いておりますけれど、その、どう言うんですか、こういう温暖化に伴うてね、降りが酷くなってくれば、山の、そういうダムとか治山の工事が決まるまで待っておればですね、再度、家が浸水とかというような事があるんであればね、その付近の、そのどう言うんですかね、側溝とか水路だけでもね、広くしてやるとか、そういうふうな事は、農林振興課としてどうなんでしょうか。その2点お尋ねします。

議長（西岡 正君） 売払、農林振興課。

農林振興課長（大久保八郎君） まず、災害復旧費補助金なんですが、これにつきましては、基準がですね、農地の場合は、申請が50パーセント、それから施設が60パーセント、それから林業用施設の場合は、50パーセントと言うんが、通常ですね、災害復旧の補助率です。激甚とか、そういった大きな災害の時には、また補助率が上がりますけれども、通常の補助率で挙げさせていただいております。農地が500万の50パーセント。施設が、100万の60パーセント。それから林業施設が280、もとい、2,850万の50パーセントいう事で、ちょっと挙げさせていただいております。また、確定後ですね、補正の方もさせていただきたいと思っております。それと、治山事業の関係なんですけれども、県営事業という事で、いろいろまあ、地元から課題が出ております地域、そういった所は、県の方にも、治山課の方に、まあ要望しておりまして、現地も見させていただいております。今の時点ですね、その水路の復旧と言ったような事はですね、町単独としては、今のところメニューがありませんので、できうれば、その県の県営事業とか、そういった事業がある時にですね、まあ受益者も踏まえてですけど、地域の人と協議しながら、それは今後、その現状に応じた内容で、何とかできればなとは思いますが、前もって、事前に町単独ですね、水路とか、そういうのは、うちの農林再度から言いますと、今のところはですね、ちょっと対応はできないという事です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） どう言うんですか、そこら辺をですね、町単でできないという事であって、県の分のを待って一緒にやっていくという事でございますけれど、そこら辺は、浸水した家屋とか、その付近の人には、その旨をね、ちゃんと伝えて、そういう事で、了解言うんか、とってもらっておるんですか。話は、そこら辺までされとんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） それについては、個々にですね、いろいろ多くの件数があります。それで、課題事項では、回答では返ささせていただいておりますけれども、基本が、治山事業、そういうふうな谷止めをして欲しいとか、そういった要望で、それによって、大水が出ると、まあ家の方に入ってくるというような事になりますので、まずはですね、こちらとしては、県の方に要望はしますという事で回答は返しております。ですから、元を止めなければというような基本的な考え方ありますけれども、後をやれば、後の下流の整備はどがいするんかというような事は、後ですね、工事の内容によりますけれども、それは、また今後、その時点で検討さしてもらわなしょうがないと思います。

議長（西岡 正君） ここで、暫く、昼食で休憩したいと思います。

〔岡本義君「ちょっと、その前に」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、土地の件やな。

財政課長（小河正文君） 用地の関係につきましてはですね、町全体の中で事業計画等照らし合わせていただきましてですね、その中で不用地として将来もう使わないという部分については、販売の方向で持って行きたいという事で、一応、この遊休地等の調査、現在、勸めておりますけれども、全体の中で、また応じていきたいと思っております。

4番（岡本義次君） 金がない時ですんでね、早く取りまとめて売るようにやってください。いらんやつ。

議長（西岡 正君） 要望ですね。

はい、お諮りします。ここで、昼食の為、休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、再開を1時20分といたします。

議員の皆さん方、申し訳ないんですが、1時5分に議員控室の方へお願いしたいと思うんです。常任委員会の委員の構成をちょっと変えたいと思いますので、1名厚生が欠員になっておりますので、その点を1時5分から控室で相談したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

午前11時55分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） 全員お揃いですので再会をしたいと思います。

休憩に引き続き質疑に入りますが、鍋島裕文君の質問からお願いします。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、じゃあ 22 ページお願いします。

社会教育費の文化財保護費の関係で、文化財保護審議委員報酬が 13 万円補正され、当初合わせると 30 万 3,000 円。18 年度決算は 12 万円程でしたので、この町指定文化財の関係で、この増額内容ですね、どういう諮問をされてるのか、そのあたりについて説明願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、坪内教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 文化財の審議委員さんにつきましては、日額報酬という事で、当初予算年 4 回で計上させていただいておりました。ところが、合併した後、その文化財の関係で、非常に広範囲の文化財があります。で、旧町の時代では、各町で対応していた文化財等もありますので、そういった物の現状とそれから今後に向けての活用等を、そういった事を基に検討させていただいて、今後、佐用町の文化財の行政のあり方という事を、今、審議、集中審議させていただいております。それを建議としてまとめていきたいという事で、今後 3 回分を増額させていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） ちょっと、戻ってもらいまして、13 ページ、e - コミュニティ形成支援業務なんですけども、財源とか、それから、どういう物に使われるかという説明あったんですけども、ちょっと、具体的に、もし、先進地で取り上げられている例があったら、ちょっと、説明させていただいたらなと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） これにつきましては、佐用町と篠山、それからもりおか等と地域連携をするようになってんですけども、そこらについては、未だ結果が出ておりません。それで、地域 SNS で、一番先進的なのというのは、兵庫県がやっております。ひよこむいというのがあります。それが 3,000 人程の会員で、紹介する会員の中で行う地域づくりなり県政の参画いう事で、行っております。この事業をする為に、ちょっと、私も入らせて、紹介状を持って入らせてもらったんですけども、その中で、いろんな情報お持ちの方が、登録させておりますので、そこと交換しますと、いろんな情報が伝わったりという事での利用ができてます。それで、まあ、それを今度は、佐用版にしますので、その分につつま

しては、今からの実験という事になるとは思いますが。それから、インターネットテレビの方は、住民ディレクター指導の方で、九州の山江村という所で、村なんですけども、そこでインターネットテレビ、インターネットの検索してもらえますと、やまえ村民テレビというのが出て来るんですけども、そこが元々、イレブンピーエムなんかのプロデューサーをされておった方が、そこで、村の方で指導をされて、村の人が出て来て、そのままの形で、その人らが映像に撮ったりという事で、作られておまして、その分が、九州の、そこでは見れんのですけども、街の方では、逆に街へ行ったら、もの凄く有名になったりというような事で、民間の番組に売買されて映ったりとか、それから、インターネットの面では、世界的な配信もされとうという事です。うちの方でやろうとしよんは、地域SNSなんで、佐用地域の中で、このブログ上言いますか、インターネットの中で、更新をしながら、町の方への、情報、町の中へ住民参画してもらおう事と、それから、まあ、いろんな団体同士の中で、やりとりができた、それから地域づくり協議会の中でも、その中と登録した人の間で交信をしながら地域づくりをやってもらおうという事でっております。状況としては、そういう事です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結したいと思います。
これより本案について採決に入ります。
議案第85号、平成19年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第86号、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 5ページ、総務費、一般管理費の国保システム開発委託料、252万3,000円、この事について伺いますが、新たな制度の予算に補正した分なんですけれども、この制度についてですね、広報では、1回説明もあったんですけど、お知らせがありましたけれども、この新たな制度について高齢者に、まあ高齢者、関係者に対して周知していく方法なんですけど、これはどんなふうにご考えておられますか。このシステム委託料に関連して伺います。それが1点です。後、回答お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） システム自体につきましては、その後期高齢制度始まりますので、75歳になれば国保から脱退するという事で、その処理する為のシステムでございます。その対象の方にはですね、それぞれ通知を出すという事で対応して行きたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その通知というのは、どんな形で、いつ頃出されるのでしょうか。今、特にこの政治的にですね、この関係については、凍結とか見直しとか、そういう事が、新聞紙上でも言われているところなんですけれど、そういう事で、時期の事を、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 時期というのは、その制度をお知らせする時期という事の意味ですか。

18 番（平岡きぬ糸君） ああ、各対象者に対して。

住民課長（山口良一君） その辺につきましては、未だ、これから検討して行きたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） じゃあ、その下の同じ所で、国保システム開発委託料に関連して伺いたいんですけども、年金が無い人とか、定額の年金者に対しては、直接支払うという、今新しい制度は、そのようになって行くんですけども、滞納が予想されます資格証明書の発行が、国保に加入している 75 歳以上の場合は、発行できないという物になっているんですけど、今回の制度は、そうではなくって、資格証明書が発行できるというふうに、法律的に変わります。その点で、資格証明書の発行の事については、新たな制度で決める事ではありますけれど、町民に対する責任ある町としては、どんなふうに、この点、考えておられますか。伺います。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 資格なり短期証につきましてはですね、そういった法に基づいた方法で、資格審査会等やっておりますので、その中で、決定していきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 次の、賦課徴収費の、これ印刷製本費の 10 万 8,000 円というのは、これは具体的には、どういう物に使われる物なんですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） これは、窓開きの封筒ですね。納付書等を発送する物に使います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、他に。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますがございませうか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 議案 86 号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算に反対の討論を行います。

3,134 万 9,000 円の追加補正の内、一般管理費の国保システム開発委託料 252 万 3,000 円は、後期高齢医療制度に伴う予算です。制度実施に向けて国民健康保険から切り離していく、75 歳以上のお年寄りを切り離していくというシステムの補正です。この制度は 75 歳以上のお年寄り、佐用町では約 3,000 人を現役世代から切り離した医療保険制度に加入させていくという物で、この制度は、昨年 6 月に自民公明政権が強行した医療改悪法で導入が決められた物です。来年 4 月から始まる予定の、この制度の目的の 1 つは高齢者から保険料を確実に取るという事、しかも年金額が月 1 万 5,000 以上の方は、自動的に保険料が天引きにされます。既に天引きされている介護保険料と合わせると、平均の方で、毎月 1 万円近くの保険料が年金から引かれる事になります。現在 75 歳以上の方は、国保料が払えない場合、保険証を取り上げて、資格証明を発行する事はできませんが、新しい制度では、保険証の取り上げが可能になりました。資格証明書では、病院の窓口で掛かった医療を全額支払わなければなりません。更に 75 歳以上の医療費の抑制です。75 歳以上の方については、それ未満の方と違う診療報酬で定額制を取るの、病院にとっては、治療費の上限を超える治療をすれば、持ち出しになり手厚い治療は無理になります。このような非道な医療制度は世界でも例を見ません。凍結するべきという立場から、この補正予算に反対します。

議長（西岡 正君） はい、他にございませうか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

議案第 86 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出に

ついて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第 87 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 2 号)の提出についての質疑に入ります。ございますか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 87 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第 88 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出についての質疑に入ります。質疑あれば発言願います。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 88 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第 89 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 4ページの10款10目一般管理費、本位田道路工事負担金を53万2,000円と、20目の工事請負費545万4,000円。これは全額補正で増になっているわけですが、この内訳はどうなっているか、それぞれお願いします。

議長（西岡 正君） はい、水道課長答弁願います。

水道課長（西田建一君） まず1点目の4ページ10目の一般管理費19節負担金補助及び交付金の53万2,000円の追加でございますが、そこに書いてますように、本位田の道路工事負担金として53万2,000円でございます。これにつきましては、本年度、農林振興課の方で本位田地区の農道舗装の中で、本位田魚ヶ鼻伊勢田1号線の舗装を舗装申請され、この先ほど申し上げました伊勢田1号線につきましては、佐用簡易水道の本位田の浄水場に通ずる基幹的な道路という事で、水道維持管理の上で、ほとんど毎日通行したり、工事車両等も通行するという中で、地元負担金に対する分を町の水道事業として使用させていただいておるという中で、53万2,000円を負担させていただいて、今後ともですね、この道路を使用させていただきたいという事で、上程をさせていただいております。次の工事請負金645万4,000円の追加でございますが、この内訳にいたしましては、徳久駅前の179号線の配水管移設工事に伴います工事。それから県道穴栗下徳久線の歩道新設工事に伴います配水管移設工事。それから三日月駅前ですね、国道179号線の配水管等の敷設工事。そういう物の合計といたしまして、645万4,000円を追加をさせていただいたところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） さっき、545万間違えましたので、訂正します。645万4,000円です。それで、先ほど、最初の本位田甲の分なんですけど、その農道舗装とか、仮に町道なんかで、そこを利用して水道関係で通るという所には、全部、このように負担をされるわけですか。今後とか、今までも。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 全ての通じる道路につきましてはですね、それぞれの事業担当課の中で、受益者負担を求めた工事費を負担するかという事ではございません。今年度補正であげさせていただいた路線につきましてはですね、佐用の簡易水道といたしまして、先ほど申し上げましたように、重要な水源地なり浄水施設いう中で、我々、毎日管理の中に通行しておる状況、それから今後ですね、いろんな工事の中で工事車両等もですね、通行させていただいて、その道路を使用させていただくという状況の中で、今回負担をさせていただいたという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。
ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 89 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出に
ついて、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
議案第 90 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第
1 号）の提出についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 90 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第
1 号）の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 25 . 発議第 4 号 「テロ特措法を延長しないよう求める意見書（案）」の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 25、発議第 4 号、テロ特措法を延長しないよう求め
る意見書（案）の提出について、を議題といたします。
提案に対する提出者の説明を求めます。吉井秀美君。

〔20 番 吉井秀美君 登壇〕

20 番（吉井秀美君） 失礼します。意見書を読上げて提案にさせていただきます。提案説
明とさせていただきます。
11 月 1 日で期限切れを迎えるテロ特措法の延長問題が、秋の臨時国会の重大焦点として

浮上しています。テロ特措法は、米国の同時多発テロ事件後、自衛隊が米軍と同じ多国籍軍の一翼を担い、人道復興支援のために派遣するという政府側の主張のもとに成立したものでした。2001年12月以来、海上自衛隊の補給艦と護衛艦を派兵し、インド洋で対テロ作戦に参加する米艦船などへの洋上給油を続けてきたものです。テロは犯罪であり、絶対に許されません。厳しく取り締まらなければなりません、軍隊が戦うべき相手ではありません。元NATO軍司令官も、テロとの戦は治安対策で行うべきとし、ブッシュ政権のテロ対策は、解決した問題よりも多くの問題を生み出してきたと批判しています。アフガニスタンでは、武装勢力タリバンが力を盛り返し、自爆テロや誘拐が頻発するなど治安が悪化しています。戦争でテロを根絶することはできません。

よって、政府は、テロ特措法の延長を行わないよう強く求めます。

議長（西岡 正君） 提案に対する提出者の説明は終わりました。

発議第4号、テロ特措法を延長しないよう求める意見書（案）の提出についての質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑はないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） テロ特別措置法を延長しないよう求める意見書の賛成討論を行います。

政府は、インド洋上での海上自衛隊の給油活動の継続を主張していますが、その1つの理由は、海上自衛隊の給油活動は対米支援ではなく、テロと戦う国際社会への貢献だというのですが、しかし、政府自身も海自が展開している実際の活動を説明する時は、不朽の自由作戦への支援である事を隠しません。この作戦は2001年の9.11対米同時テロへの報復戦争として米軍が指導して強行した物です。政府がどんなに国際社会への貢献だと叫んでも、海自の行動は米軍始動の軍事作戦支援に他なりません。次の理由が給油活動が国連決議に基づいており、決議もあがっているというものです。しかし、これは、事実と反しています。9.11対米同時テロ事件の翌日に採択された安保理決議1368は、テロ攻撃を非難した上で、テロ攻撃の実行犯、組織者、支援者を法に照らして処罰するため至急協力するよう全ての国に呼びかけると述べただけで、同決議には、直接に、この不朽の自由作戦を容認する箇所はありません。テロ根絶の為に、今こそ必要なのは、報復戦争への支援ではなく、戦争を直ちに止める事です。その上で、貧困・干ばつ、教育など、本格的支援に切り替える事こそ求められております。

以上の理由からテロ特別措置法を延長しないよう関係省大臣に意見書を提出すべきと考えます。議員各位の賛同を求めて賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） 他にないですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 発議第 4 号に、反対討論をいたします。

テロが国際社会の平和・安定の大きな脅威であることは国際社会の共通した認識です。6 年前世界を震撼させた 9.11 米同時多発テロでは多くの国々の方が被害に遭い日本人 24 人も犠牲となりました。テロは決して米国だけの問題ではありません。9.11 テロの翌日、国連安全保障理事会が全会一致で採択した決議 1368 は、この事件は、世界の平和と安定に対する脅威と認定し、テロの防止、制圧の為に国際社会の協力を求めました。この決議や類似の安保理決議を踏まえ、現在アフガニスタンでは、多くの国々が治安維持、テロ掃討作戦に参加しています。我が国もテロ対策を主体的に実施する為、テロ特措法を制定し海上自衛隊がインド洋でテロリストやテロ関連物資の移動を阻止する為に活動する各国艦船への補給活動に従事しています。そして、先月 20 日には安保理決議第 1776 号が採択され、不朽の自由作戦や海上阻止活動に対する各国の貢献が評価されました。国際社会が、海上阻止活動に対する我が国の支援を含む、これまでの国際協力に対し、その継続の必要性を明確に表明されたものと受け止めております。アフガニスタンにおける対テロ活動が国際的なコンセプト、国連決議に基づく正当性を持つてゐる事は、こうした経過から見ても明らかでございます。テロ特措法は武力行使を禁じ、非戦闘地域での活動しか認めていません。同法に基づき海上自衛隊は、これまで 11 カ国の艦船に給油を実施、その結果として大麻や武器などが押収されただけでなく、不審船に対する継続的な監視活動がインド洋をテロリストの自由にさせないとのテロへの強い抑止力になっています。海上自衛隊の活動は各国から高い評価を受け、洋上給油を我が国に頼っているパキスタンをはじめ、各国首脳から活動の継続を求める声が上がっております。一方、我が国は、海上自衛隊による国際貢献と共にアフガニスタン復興に対する民生分野の支援として幅広い分野で総額約 12 億ドル以上の ODA などによる支援を行ってきたところであります。しかし、先般韓国人 23 人がタリバンに拘束され 2 人が殺害されるという大変痛ましい事件が発生した事を見ても分かる通り、民生支援だけでは、アフガニスタンのような地における復興支援は成り立たないという現実を鮮明にしております。我が国は、引き続き国際社会の責任ある一員としてテロとの戦から一歩も引いてはなりません。各国は、連帯をして行う対テロ抑止活動を支える我が国の海上自衛隊による普及活動を引き続き行う事が必要だと思っております。よって、発議第 4 号に対して反対討論といたします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですから、以上をもって討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。

発議第 4 号、テロ特措法を延長しないよう求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数と認めます。よって本案は否決されました。

ここで暫く休憩をします。

午後 0 1 時 4 4 分 休憩

午後 0 1 時 4 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。

日程第 26 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 26 に入ります。

日程第 26 は、閉会中の所管事務調査についてであります。
お諮りいたします。

閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 16 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

25 日間の会期をもちまして、今 9 月定例会、平成 18 年度の決算、一般会計を含む決算審議をしていただきました。特別委員長には平岡きぬ糸君。副委員長には、岡本義次君 2 名の委員長副委員長の中で進めていただき適切妥当な答えが出たと、このように思っております。まだまだ残暑厳しい折でありますけれども、暑さ寒さも彼岸までと申します。まあ、そういう状況の中で、これから大変体調のバランスの取りにくい時期に移ります。議員各位におかれましては、各自お体をご自愛の上、議会活動にご専念いただき住民の付託に答えていただきますようお願いを申し上げまして閉会にあたっての挨拶いたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵邊典章君） 一言、お礼のご挨拶をさせていただきます。

本当に長時間に亘る審議をいただきまして、本当にお疲れ様でした。いろいろと、たくさんのご意見またご指摘をいただき、また決算の内容につきましては、一部不備な点もありましてですね、皆さんにご迷惑をおかけいたしました事を、改めてお詫びを申し上げます。しかし、皆さんのご審議の中で、全て決算書のとおりですね、ご認定をいただきまして、本当にありがとうございました。合併後通年予算として初めての 18 年度の予算執行でありました。未だ十分にですね、状況が把握できない中での、不安な点もありましたけれども、早く安定した行政運営ができるように努力をしながらの執行をして参りました。

その決算につきまして、ご認定をいただき、既に、もう 19 年度も上半期が終わりましてですね、下半期に入るところでございます。それぞれ一つひとつ経験、実績を踏まえながらですね、是正すべき点は、是正しながら、より良い行政運営に努めて参りたいというふうに考えております。合併後、丁度丸 2 年が終わり、早 3 年目に入りました。何とか、皆さん方のご協力をいただきまして、基礎的な部分が出来上がってきたのではないかと考えておりますけれども、これからが、より新しいまちづくりに向けての一步一步の前進をしていかなきゃいけない、まあ、そういう時だというふうに考えております。早、こうして 10 月に入りましてですね、もう 20 年度、来年度に向けてのですね予算についても、いろんな取り組みについても考えていかなきゃいけない時期になっております。そういう中にありまして、1 つ大きな懸念をする懸念事項といたしましては、先般も、いろいろと新聞紙上に出ておりますけれども、県の財政が非常に危機的な状況にあるという事が、一気に出て参りました。ご指摘の中にもですね、町の予算 18 年度、あまりにも過少な見積ではなかったか。歳入はですね、という事でご指摘がありましたけれども、逆に県におきましてはですね、600 億を超える歳入欠陥を生じたという事、それから実質公債比率が 19 年度におきましてはですね、18 年度ですか、全国でワースト 2 というようなですね、非常にまあ高い公債比率になってしまっていると、まあ、そういう中ですね、県は、財政構造改革を行うという事で、既にもう、来年度の予算に向けてですね、その準備がされているようです。人力的には、職員の人員も 10 年間に亘って 3 割ぐらいカットをするという事を言われておりますけれども、即、もう来年度から予算を 3 割削減。どの程度の、どの内容で 3 割という事は、なかなかはっきり明確にされておりませんけれども、3 割の削減をするという事ですね、既に、いろいろな、もう来年度の事業を取り戻していくというような、そういう事も具体的に、少しずつ出て来ております。今、県におきましても、議会が開催されておりまして、まあ、その中で、いろいろと審議をされているようですけれども、11 月にはですね、具体的な、その内容が出て来るだろうという事を聞いております。その内容によりましてはですね、町としても非常に大きな影響を受けますので、今後、町のいろんな事業においても、十分に、これを県の、その方向を見ながらですね、検討していかなきゃいけないだろうというふうに思っております。そういう非常に厳しい状況が予想される中でありますけれども、何とか合併をして新しいまちづくり安定した、まちづくりの中で、町民の皆さん方の安全で安心な暮らしができるような、しっかりとしたまちづくりを進めていかなければならないと思っております。職員一同全力を挙げてですね、頑張りたいと思っておりますので、今後とも、議員の皆さん方によるしくご指導いただきますようお願いを申し上げます。

今、議長も申されましたように、非常に暑い季節を過ぎまして、何とか、やっと少ししのぎやすい時期になってまいりましたけれども、健康に気をつけられまして、ますます、それぞれご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げましてお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（西岡 正君） ご苦労さんでした。

午後 0 1 時 4 6 分 閉会
